

## － はじめに －

平成28年9月に改正された児童福祉法は「子どもの権利条約」にのっとり、生きる権利・守られる権利・育つ権利・参加する権利を子どもが主体となっていかに具体化するかが謳われている。

これを受けて、平成29年度は、県・基礎自治体と役割分担、連携しながら施設の小規模化、家庭的養護の推進等、子どもの人権擁護に努めてきた。

また、改正社会福祉法が本格的に施行された年であり、その制度改革の中で評議員会が諮問機関から議決機関に、理事会は執行機関として整備し、法人本部及び各施設の機能強化を図った。

その一つとして、人材育成のためのキャリアアップ研修や、リーダー養成研修に計画的に参加させた。また、人材確保のため各種職員採用試験を実施し延べ30名が受験され、

丸の内保育園2名、三里保育園1名、愛童園2名、子供の家3名を正職員として採用した。

地域の子育ての拠点として期待され建設中であった三里保育園は、昨年11月に新築移転が完了し、この春新園舎の最初の卒園生を送り出した。

さらに丸の内保育園においても地域のご理解ご協力を得ながら平成31年度竣工をめざし今年度実施設計、仮園舎の建設移転を予定している。

子どもの最善の利益を守り地域に開かれた施設・保育園をめざし平成29年度事業計画に掲げた重点目標の取り組みは次の通りです。